

少年犯罪における発達障害の「位置づけ」に関する研究

—ノンフィクション書籍における発達障害の描かれ方に関する事例分析—

石田 かよ*

Discourse of the Relationship between Juvenile Crime and Developmental Disabilities

—Focusing on Non-Fiction Books—

ISHIDA Kayo

Key words：少年犯罪、発達障害、ノンフィクション書籍

要旨

本研究は少年犯罪と発達障害の関係性、特に少年犯罪における発達障害の「位置づけ」について、マスメディアの一種である出版書籍のうち、ノンフィクション書籍における発達障害の描かれ方に関する事例分析を通して、その特徴を明らかにすることを目的として行われた。

その結果、一部のノンフィクション書籍では、加害児童と事件について、パソコンや暴力的なゲームや映画が原因であったこと、学校教育や両親の教育が十分になされていなかったこと、いじめがあったこと等、それぞれで複数の「原因」があげられていたこと等を明らかにし、「社会モデル」の観点から描き出す必要性について言及した。

I 問題の所在と研究目的

日本において家庭裁判所で「少年事件」として取り扱いがなされるのは、主に罪を犯した14歳以上20歳未満の少年である「犯罪少年」、行為時に14歳未満のため刑法上罪を犯したことにはならないとされている少年である「触法少年」、20歳未満で性格や環境等の要件から将来罪を犯すおそれのある少年である「虞犯少年」によるものである。つまり満20歳に満たない者による傷害事件、殺人事件等は「少年事件」として扱われ、マスメディア等では「少年犯罪」とも表現される。本研究では以下に述べるように、マスメディアによる報道における「少年犯罪」の描かれ方に着目するため、「少年犯罪」の表記を用いることとする。

この少年犯罪について、戦後から現在までのいくつか代表的なもの、特に傷害事件、殺人事件に関するものを例示すると以下ようになる。

ひとつ目は、1963年3月14日～1964年10月10日に東京都西北部で発生した少年による連続傷害事件「杉並少年通り魔事件」である。この事件は事件当時17歳の男子高校生（最初の事件時は15歳の中学生）が、6歳から14歳まで11件、少年の下腹部などを切りつけた事件である。

ふたつ目は1988年11月～1989年1月の間に、東京都足立区綾瀬で起きた「猥褻誘拐・略取、監禁、強姦、暴行、殺人、死体遺棄事件」である。この事件は「女子高生コンクリート詰め殺人事件」等とも称される。事件

* 山梨県立大学平成26年度卒業生（Graduate of Yamanashi Prefectural University, in the Class of 2014）

当時 18 歳の主犯格の少年、17 歳の少年 2 人、16 歳の少年の合計 4 人の少年により引き起こされた事件である。事件の概要としては、自宅に女子高生を監禁し、さらに 16 歳、17 歳の少年を加え、合計 6 人で女子高生を集団で強姦し、その後も監禁、強姦、傷害など虐待行為を続け死に至らしめた残虐な事件である。加害者がみな満 20 歳未満の少年であったため、映画化されるなどマスメディアで大きく取り上げられた事件でもある。

平成期に入ってからマスメディアによる報道で大きく取り上げられた少年犯罪は複数存在する。例えば 1997 年に兵庫県神戸市須磨区で発生した「神戸連続児童殺傷事件」がある。この事件は事件当時 14 歳の中学生による連続殺傷事件であり、マスメディアでは少年が死体遺棄現場に残した手紙から「酒鬼薔薇事件」「酒鬼薔薇聖斗事件」とも呼ばれている。

また、2014 年 7 月 26 日には長崎県佐世保市で「佐世保高 1 女子生徒殺害事件」が生じている。「佐世保高 1 女子生徒殺害事件」は事件当時 16 歳の高校 1 年生の女子生徒が学友を殺害し、金槌とのこぎりで解剖した事件である。このように平成期に入ってから、多くの少年犯罪が報告されている。

上記のような代表例を含む近年の少年犯罪の発生件数をまとめたものが図 1 である。図 1 から明らかなように、少年犯罪は思春期を迎える中学生、高校生段階に多いと言われている⁽¹⁾。ただし着目すべき点として、「触法少年」として扱われる 14 歳未満の少年でも生じており、小学生段階の少年にも起こりうるものであるということである。

文部科学省によると小学校高学年段階の発達上の特徴が次のようにあげられている。①幼児期を離れ、物事がある程度対象化して認識することができるようになること、②対象との間に距離をおいた分析ができるようになり、知的な活動においてもより分化した追求が可能となること、③自分のことも客観的にとらえられるようになるが、一方、発達の個人差も顕著になること（例えば「9 歳の壁」等）、④身体も大きく成長し、自己肯定感を持ち始めること、等である。

このような発達上の特徴を有する一方で、つぎのような発達上の課題を有することも指摘される。①発達の個人差が大きく、自己に対する肯定的な意識を持たず、劣等感を持ちやすくなる時期であること、②集団の規則を理解して、集団活動に主体的に関与したり、遊びなどでは自分たちで決まりを作ったり、ルールを守るようになる一方、ギャングエイジともいわれる閉鎖的な子どもの仲間集団が発生し、集団主義的な行動が見られること等である。後者に関しては発達上必要な課題であるものの、適切な環境や周囲のサポートがない場合に、少年犯罪と結びつきやすいという点に留意する必要がある。

つまり小学生期に生じる少年犯罪は適切な環境や周囲のサポートの欠如が少年犯罪を誘発する要因として考えられるが、同時に「発達障害」が少年犯罪を引き起こす一つの「要因」として言及されている現状があることに着目する必要があると考えられる⁽²⁾。発達障害とは次のような状態を指し示すとされる。

「学習障害 (LD)」は、DSM-IV によると「通常、幼児期、小児期または青年期に初めて診断される障害」とされ、全般的に知的発達の遅れは見られなく、話す、聞く、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難さを示し、その起因は視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害、または環境によるものではない障害のことである。

「注意欠陥多動性障害 (ADHD)」は不注意多動性・衝動性を主症状とする発達障害である。不注意とは一つの活動に集中できず気が散りやすいことであり、日常生活や学業活動での不注意や、それによる活動計画を立てて遂行することの困難さである (塚原,2011)。

「広汎性発達障害 (PDD)」とは、特定の能力のみに障害が見られるのではなく、対人関係、言語、情動といった領域にも障害が見られるものである (塚原,2011)。

これらの発達障害がこれまで少年犯罪の「要因」として、雑誌書籍等を含むマスメディアによる報道で取り上げられてきた現状がある。先に挙げた「神戸連続児童殺傷事件」では、星野 (2007) 等で加害少年が「発達障害」

を持つとの描かれ方がなされている。このような論調に対し、日本の少年犯罪に関する先行研究は発達障害という観点から少年非行を捉えなおす必要性が指摘されているもの（野村,2001）、十一・崎濱（2002）の指摘のように障害が非行の動因に直結するものでないことに留意する必要性を喚起している。また重大事件を引き起こすよりも、一般の非行少年にまぎれ込んで気づかれにくいケースが圧倒的に多いという小栗（2006）の言及にも着目する必要がある。

広汎性発達障害と少年犯罪の関係について、「障害そのものには『犯罪を誘発する要因は認められない』、あるいは、「障害を認識して指導にあたることができなかった」周囲の対応に問題があったという近年の報道記事の存在を指摘する研究はあるもの（赤羽,2012）、傷害事件や殺人事件等の重大犯罪においても、アスペルガー症候群等の発達障害が「犯罪を引き起こす」というようなマスメディアによる報道がなされてきたことは否めない^③。

従ってマスメディアの報道等における少年犯罪と発達障害の関連性の描かれ方に関しては、上記の先行研究の知見が十分考慮されていない可能性があり、発達障害が少年犯罪の「要因」として直接関連しているかのような「言説」を生み出しかねないことが危惧される。そのため少年犯罪に関するマスメディアの取扱いのなされ方、すなわち「位置づけ」を検討する必要があると考える。その中でも本研究は発達障害の描かれ方に注目する。

そこで、本研究では少年犯罪と発達障害の関係性、特に少年犯罪における発達障害の「位置づけ」について、マスメディアの一種である出版書籍のうち、ノンフィクション書籍における発達障害の描かれ方に関する事例分析を通して、その特徴を明らかにすることを目的とする。その際分析事例として「佐世保小6 女兒同級生殺害事件」^④を取扱うこととする。

II 研究方法

1. 分析対象

本研究では十一（2005）に示された「広汎性発達障害」の診断がなされた事件のうち、加害児童の年齢が最も低い「佐世保小6 女兒同級生殺害事件」が上記小栗（2006）の述べる「気づかれにくさ」と一番関連性があると考え、対象事件に選定した。

分析対象のノンフィクション書籍として、岡崎・保坂（2005）、川名（2014）をとりあげた。

岡崎勝・保坂展人（2005）『佐世保事件からわたしたちが考えたこと』は、株式会社ジャパンマシニスト社より刊行されている。同書は筆者の感覚で見た「大久保小学校で起きたこと」を再構成し、日本全国の子どもの現在の現在を一瞬、照らし出してみようという試みからできたものである。いわゆる「事件取材」からは何歩か距離を置いて、事件の「周辺」にあたる事柄に注目し、佐世保市内の人たちの声を聞き続けた様子が描かれている。

川名壮志（2014）『謝るなら、いつでもおいで』は、株式会社集英社より刊行されている。この本は、「なぜ11歳の少女が同級生を殺害したのか」という問いの答えを見つけるために、少年鑑別所による調査、家裁での審理、精神鑑定、そしてマスメディア上の無数の憶測がなされる過程が描かれている。

岡崎・保坂（2005）、川名（2014）は「佐世保小6 女兒同級生殺害事件」に特化した著作であり、マスメディア上の無数の憶測がなされる過程が記されるなど、少年犯罪と発達障害の関連性を検討する上で適したノンフィクション書籍であると考え分析対象に設定した。

2. 分析の視点

本研究では上記2つのノンフィクション書籍を対象に、加害児童の基本属性（家族構成、好きなもの、性格等）および発達の特徴、学校・家庭生活に関する記述のなされ方の特徴に焦点を当て、「質的統合法」（KJ法）的分類を用いてグループ化を試み、その特徴とノンフィクション書籍での描かれ方について検討する。

その際同事件に関する 2004（平成 16）年 12 月 9 日長崎県教育委員会「佐世保市立大久保小学校児童殺傷事件調査報告書（最終報告）」（以下、報告書と表記）との対比を行うことにより、ノンフィクション書籍での描かれ方の特徴を顕在化させることとした。

3. 分析方法

本研究では分析対象ノンフィクション書籍内の記述の特徴を明らかにするため、「混沌とした状況の中で、内在する論理を発見して全体像として浮かび上がらせる」という特徴を有する分析方法である「質的統合法」（KJ 法）的分類が適していると考え、同法を用いた（川喜多,1986；山浦,2012）。

分析の手順は山浦（2012）を参考とし、本研究の目的を達するため、次の通り実施した。

- (1) 分析対象ノンフィクション書籍を熟読し、加害児童の基本属性（家族構成、好きなもの、性格等）および発達の特徴、学校・家庭生活に関する記述（生データ）を抽出し、それぞれの記述を一つの意味をもつまとまりごとに単位化して記述カードを作成した。単位化された記述カード数は、岡崎・保坂（2005）が 99 枚、川名（2014）が 105 枚であった。
- (2) 記述カードを順不同で並べ、それぞれの内容の類似性に着目して群に分類を行い、カテゴリ編成を行った。その後、集まったカテゴリ全体の意味を検討し、カテゴリごとに命名を行った。この作業を通してできたカテゴリを「下位カテゴリ」とした。
- (3) (2) で作成した「下位カテゴリ」間で関係性が見られた場合には、関係性に着目して再度分類を行い、カテゴリ編成を行った。その後、集まったカテゴリ全体の意味を検討し、カテゴリに命名を行った。この作業を通してできたカテゴリを「上位カテゴリ」とした。
- (4) (2)、(3) の「上位カテゴリ」「下位カテゴリ」の内容とそこに含まれる記述内容を吟味、再検討し、各カテゴリの分類基準を定義し、幼児教育および保育について学んでいる 4 年制大学在籍の 4 年生 2 名に協力を依頼し、分析作業への参加を求めることにより、妥当性を検証した。
- (5) 最後に「上位カテゴリ」「下位カテゴリ」間の関係性を協議し、下記 Figure.1～13 に樹形図形式の構造図としてまとめた。

III 分析結果

1. 岡崎・保坂（2005）の分析結果

岡崎・保坂（2005）の 99 枚のカードから「質的統合法」（KJ 法）的分類を用いて分析した結果、「上位カテゴリ」として【A 発達状況】13 枚、【B 学校】11 枚、【C 家庭環境】9 枚、【D 学校・仲間関係】20 枚、【E 発達課題】31 枚、【F メディアへの傾倒】5 枚、【G その他】10 枚の 7 つに分類が可能であった。さらにそこから 24 つの下位カテゴリに分類された。

【A 発達状況】は、[a 性格]、[b 認知特性]、[c 成育歴]、[d 事件前の様子]という 4 つの「下位カテゴリ」に分類された。例えば[a 性格]は、「思慮深くずいぶんと気を遣う」、「対人行動は受動的」、「ホラー小説の影響で攻撃的な自我を肥大化」、「グループの中のだれかの提案に同調する」という 4 つの記述から構成される分類となった。

【B 学校】は、[a 担任]、[b ミニバスケット]という 2 つの「下位カテゴリ」に分類された。例えば[a 担任]は、「担任自身が言葉の暴力がひどかった」、「5 年生の頃からクラスが荒れ始めるが担任は放置」、「いじめや暴力を肯定するような空気があった」、「注意をした先生が子どもを叩いたら子どもが叩き返すことがあった」、「6 年生になる時は担任の引き受け手がいなかった」という 5 つの記述から構成される分類となった。

【C 家庭環境】は、[a 両親の状況]、[b 養育・子育て]という2つの「下位カテゴリー」に分類された。例えば[a 両親の状況]は、「加害児童が2歳になる頃、父親が長期入院をする」、「父親の関心は闘病生活と就職」、「母親の関心は夫の病状」、「生活を維持するため、共働きだった」という4つの記述から構成される分類となった。

【D 学校・仲間関係】は、[a 周囲の評価]、[b 加害児童を取り巻くクラスの状況]、[c 変えられない環境]、[d 被害児童との関係]、[e 孤立]という5つの「下位カテゴリー」に分類された。例えば[a 周囲の評価]は、「ある男児にいちいち反応し、その子を追い回したり、押し倒していた」、「本を読んでいた時に男児がのぞきこんだらカッターをかざした」、「ストレスのはげ口になっている男児は髪の毛をつかまれ、お腹を踏まれた」、「同級生から『怒ると怖い子』として評されるようになった」、「おとなしいが明るい子であると評されていた」という5つの記述から構成される分類となった。

【E 発達課題】は、[a 発達水準相応の仲間関係の構築・維持の失敗]、[b 常同的な運動・発言または異常な知覚行動]、[c ルーチン・儀式化された行動への過度な順守]、[d 限定的・執着した興味]、[e 社会的相互作用の言語・非言語的コミュニケーションの著明な障害]、[f 社会的相互関係の欠如]という6つの「下位カテゴリー」に分類された。例えば[a 発達水準相応の仲間関係の構築・維持の失敗]は、「6年生の4月には何とか止めることができたが、5月に入ると止めに入る子まで突き飛ばされたりするようになった」、「自分の欲求や感情を受け止めてくれる他者がいるという基本的な安心感が希薄で、他者に対する愛着を形成し難かった」という2つの記述から構成される分類となった。

【F メディアへの傾倒】は、「バトル・ロワイアル」「ボイス」などの小説にはまり込んでいく、「今まで確保していたいくつかの空間的な居場所を失いホラー小説やインターネットに傾倒」、「ホラー小説等の影響により、攻撃的な自我を肥大化」、「6年生になってからインターネットのホームページやチャットに費やす時間が長くなっていく」、「テレビドラマ等で殺人事件等がリアルに描かれ、少々の出血では驚かなくなっている」という5つの記述から構成される分類となった。

【G その他】は、[a 認知の特性]、[b 居場所]、[c ホームページ・交換日記]、[d 過激なメディア]、[e 二次障害]という5つの「下位カテゴリー」に分類された。例えば[a 認知の特性]は、「交換日記を何種類か回していたが、事件当日に被害児童が日記から抜けると告げた」、「交換日記やインターネットが唯一安心して自己を表現し存在感を確認できる『居場所』となっていた」という2つの記述から構成される分類となった。

2. 川名 (2014) の分析結果

川名 (2014) の 105 枚のカードから「質的統合法」(KJ 法) 的分類を用いて分析した結果、「上位カテゴリー」として【A 発達状況】4枚、【B 学校・勉強 (クラブ)】8枚、【C 家庭環境】11枚、【D 学校・仲間関係】21枚、【E 発達課題】9枚、【F その他】52枚の6つに分類が可能であった。さらにそこから26つの下位カテゴリーに分類された。

【A 発達状況】は、[a 加害児童の特徴]という1つの「下位カテゴリー」に分類された。例えば[a 加害児童の特徴]は、「わがままではない」、「問題なく育ち、成績もよくがんばり屋」、「緊張することはあるが、いつまでもパニック状態には陥らない」、「大人が話しかけると、しっかりと目を見て受け答えをする」という4つの記述から構成される分類となった。

【B 学校・勉強 (クラブ)】は、[a 加害児童本人]、[b 加害児童とミニバスケット]、[c 勉強]、[d 成績関係]という4つの「下位カテゴリー」に分類された。例えば[a 加害児童本人]は、「バスケットを辞めてから急に元気がなくなる」、「一度バスケットを辞めたが、試合で人が足りないから出てくれと言われ、また試合をするようになった」、「バスケットの試合で負けた罰として体育館のまわりを100周するように言われたが、加害児童が指定さ

れた日に行ったら誰も来ていなかった」、「連絡網がうまくいかなかったただけだったが、なんとなくそれから参加しなくなった」という4つの記述から構成される分類となった。

【C 家庭環境】は、[a 父親との関係]、[b 父親の様子]、[c 家庭の様子]という3つの「下位カテゴリー」に分類された。例えば[A 父親との関係]は、「加害児童が100点を取ったら父親はほめていた」、「加害児童が生まれてすぐに父親が脳梗塞になり母親が仕事に出ていたため、父親が子どもを育てていたところもあった」、「加害児童が幼いころ、手はかからなかったかもしれないが、父親は放っておいたことも手をあげたことも一度もなかった」、「加害児童が幼かった頃は帰ってきてから父親がひざに乗せ、話をするところもあった」、「母親よりも父親の方が家にいることが多かったため、他の父親よりも娘と過ごす時間が長かった」、「父親が仕事を終えて帰るのは10時過ぎだったが、必ず子ども部屋を開け『ただいま』と言っていた」、「15歳未満の鑑賞が禁じられている映画『バトル・ロワイアル』を娘にせがまれ借りたが、観てはダメと強く言えなかった」という7つの記述から構成される分類となった。

【D 学校・仲間関係】は、[a 交換日記]、[b クラス関係]、[c 仲間関係]、[d 被害児童との関わり]、[e クラスの女子との関係]という5つの「下位カテゴリー」に分類された。例えば[a 交換日記]は、「極端に融通のきかない加害児童の言動に他のメンバーが嫌悪と怯えを抱き、数人がメンバーから脱落」、「バスケットを辞めた後の加害児童と同級生とのつながり」、「被害児童と一緒にやっていた交換日記は4冊あり、すべてが同時進行で、それぞれのメンバーも少しずつ違っていた」、「日記内で『パクラないで』と友人たちを批判したことがきっかけで仲間内でもギクシャクし始め、居心地の悪さを吐露する子も出始めた」、「日記でのいざごは他の日記仲間も巻き込んで事件直前まで続いた」、「事件当日、被害児童は友人に『もう疲れた。日記や小説をやめようと思う』と書いたメモを渡した。加害児童の目にも入った時『なんなら全部やめちゃえば』と言い捨てた」という6つの記述から構成される分類となった。

【E 発達課題】は、[a 表現の苦手さ]、[b 自己アピール]、[c 言動]、[d 書く世界へのこだわり]という4つの「下位カテゴリー」に分類された。例えば[a 表現の苦手さ]は、「自己主張が弱い」、「思ったことをうまく表現できていない」、「困ってもはっきり『ノー』とも言えないような感じ」、「あまり表現に変化が見られない」という4つの記述から構成される分類となった。

【F その他】は、[a 制約]、[b 思考的な孤立]、[c インターネット]、[d 事件前の様子]、[e 両親の気づき]、[f 事件発生時]、[g 日記・小説]、[h その後の見通し]、[i 事件の振り返り]、[j 愛着形成不全]、[k その他]の11つの「下位カテゴリー」に分類された。例えば[a 制約]は、「家が市街地から遠く離れた山あいの小さな集落にあった」、「父親が鑑別所で加害児童に会った時に『バスケットを続けたかった』と言われた」、「両親から『バスケットをやっているせいで、宿題がやれないならばやめなさい』と言われ一度バスケットを辞めた」、「数少ないバス通学で、乗り遅れたら父親の怒りを買うため、放課後に友達と自由に遊べなかった」、「両親が共働きでバスケットの練習後迎えに行くことが困難だったため、加害児童はバスケットを辞めた」、「加害児童のパソコンにはスプラッター映画顔負けの猟奇的なファイルが満載だった」、「HPを作り、親の知らないところで箱庭のような自分の世界を築き上げていた」という5つの記述から構成される分類となった。

IV 考察

1. 岡崎・保坂（2005）における発達障害の描かれ方

（1）発達状況

加害児童はひとりでおもちゃで遊んだり、テレビを観て過ごすことが多かったりしたこと、泣くことが少なくおんぶ等をせがんで甘えることもなかったという発達をめぐる状況に関する言及がなされている。また、学校生

活の中で友達同士でふざけていた時の「重い」という言葉をとても気にしていたこと、情緒が不安定になってからはダイエットに集中して加害児童なりに心のバランスを保とうとしていたことが描かれている。これらの言及は受動的な対人関係や認知の偏り等の傾向を示していると考えられる。

岡崎・保坂（2005）と報告書を比較すると、報告書は学校の様子から加害児童の特徴を分析しているが、岡崎・保坂（2005）では発達をめぐる状況とともに加害児童の認知傾向に言及している点が特徴としてあげられる。

（2）学校

学校における加害児童の状況は以下の3点に集約される。まず、ひとつ目は長崎県の報告書にもあるように、加害児童の特徴の印象として周囲は「まじめ」「努力家」などと受け止めており、学習や係活動等において地道に頑張っていたことがうかがえるという評価についてである。ふたつ目は、学級の中に親友と言える友人はいないが、複数の友人と一緒に行動し、よく遊ぶ反面、一人で物思いにふけったり、悪ふざけをした男子児童に対して乱暴な言動を見せたりするなどの様々な側面も見受けられた結果、周囲から孤立をしていったことである。そして3つ目は、保護者に子どもの成績についてのこだわりが見られ、成績が低下するとミニバスケットボール部をやめざるを得ない状況があったという本人が納得できない形でのクラブの退部である。

発達障害児は、不注意や多動性が強いことで他の子ども達との関係が安定的に保つことができず、幼稚園や学校での行事などに対する動機づけが持てず、他の子どもとの関係性を育むことが難しくなるといわれている（塚原,2011）。発達障害に関連する記述はあまり見られないものの、発達障害に類した傾向が記されている加害児童にとっては、学校内で生活しにくい環境があったのであったのではないかと推察される。

岡崎・保坂（2005）と報告書を比較すると、ミニバスケットボールを辞めたことが加害児童にマイナスの影響を与えたということは共通している。また岡崎・保坂（2005）では、ミニバスケットボールを辞めた後の加害児童の心の変化や学校の様子について報告書よりもより細かく書かれている。報告書は成績の変化や担任の様子等、学習面について岡崎・保坂（2005）よりも丁寧に書かれている。

（3）家庭環境

加害児童の両親は教育面には力をいれてきたものの、情緒的な働きは十分でなかったため、加害児童の感情に未発達の部分が現れたのだという家庭環境から形成された加害児童の発達に関する言及がなされている。

岡崎・保坂（2005）と報告書を比較すると、加害児童の父親は成績等の教育面には力を入れてきたということは共通している。また、岡崎・保坂（2005）は報告書よりも加害児童と両親との関わりとともに、加害児童の認知傾向に言及している点が特徴としてあげられる。

（4）学校・仲間関係

加害児童は孤立傾向が強まり情緒が不安定になってくると、特定の男子に暴力をふるうようになったことが記されている。また、孤立傾向が強まったという仲間と加害児童の関係についての言及がなされている。他にも加害児童は対人関係には受動的であり、グループの中心にはなかなか入れないこと、被害児童とともに親しい関係となったことから、「ふたりだけは」と願望を抱いたが、それが一方にとっては過剰要求に感じられてしんどい関係になったのではないかと推測されている。さらに、被害児童との仲間関係の崩壊がグループ内での孤立につながり居場所を失い、クラス内でもさらに孤立傾向が強まったことが記述されている。

これらの言及はコミュニケーションの不器用さと他の子ども達との安定した関係の築きにくさという、言語・非言語的コミュニケーションの障害等の傾向を示していると考えられる。

岡崎・保坂（2005）と報告書を比較すると、報告書は被害児童やクラスの様子を中心に分析しているが、岡崎・

保坂（2005）では、学校での関係の築き方とともに加害児童の発達課題に言及している点が特徴としてあげられる。

（5）発達課題

加害児童の対人関係の築き方や書く世界へのこだわりの様子等から、発達課題に関する言及がなされている。

まず、抽象的なものを言語化することが不器用で、主観的・情緒的なことを具体的に表現することが苦手だったこと、怒り・寂しさ・悲しみ等の不快感情は未分化で適切に処理されないまま抑圧され、感情の認知と言語化が苦手だったことも記されている。

次いで基本的な安心感や愛着を基盤とする対人関係や社会性・共感性の発達が未熟であり、他者の視点に立って、その感情や考えを想像し共感する力や他者との間に密接な関係を作る力が育っていなかったため、対人関係が受動的であったことが記されている。

他にも、自己の悲しみの経験や共感性を基盤にした「死のイメージ」が希薄で、自らの手で被害児童の命を奪ったことの重大性やその家族の悲しみを実感することができなかったこと、自分の欲求や感情を受け止めてくれる他者がいるという基本的な安心感が希薄で、他者に対する愛着が形成し難かったことも指摘されている。

さらに、怒りを適切に処理することができず、怒りを抑圧・回避するか、相手を攻撃して怒りを発散するかという両極端な対処行動しか持たないため、処理できない強い怒りの反応として生じる攻撃衝動の抑制も困難であったこと、物事を断片的にとらえる傾向があり、オリジナリティーやルールへの強いこだわりを持つことも述べられている。

上記のような言及は、加害児童の言語・非言語的コミュニケーションによる障害や社会的相互関係の欠如、発達水準相応の仲間関係の構築・維持の失敗等の傾向を示していると考えられる。

岡崎・保坂（2005）と報告書を比較すると、報告書では加害児童の特性は軽度であり、何らかの障害と診断される程度には至らないと書かれているが、岡崎・保坂（2005）では、発達課題とともに加害児童の認知傾向に言及している点が特徴としてあげられる。

（6）メディアへの傾倒

メディアへの傾倒における加害児童の状況は以下の3点に集約される。まず、ひとつ目は、加害児童はミニバスケットを辞めたことで学校でも孤立し、空間的な居場所を失ったことからホラー小説やインターネットに傾倒し始めたということである。ふたつ目は、映画「バトル・ロワイアル」「ボイス」などの流血シーンや同級生同士が互いに殺しあう場面がある小説にはまり込んでいくことである。そして3つ目は、これらのホラー小説等の影響により、自身の攻撃的な自我を肥大化させると共に被害児童を殺害する手口のヒントも得たのだと思われることである。

発達障害に関連する記述はあまり見られないものの、杉山登志郎・原仁（2003）の「戦闘もののテレビゲームの影響が色濃く見られ」る等、発達障害と「暴力メディア」との関係性が記載されているように自閉症の子どもはメディアの影響を受けやすい等の特徴から、発達障害に類する傾向を示していると推察される。

岡崎・保坂（2005）と報告書を比較すると、加害児童が残虐なサイトやホラー小説に影響を受けたということは共通している。また、岡崎・保坂（2005）は報告書よりも、加害児童が過激なメディアからどのように人格を形成していったかを言及している点が特徴としてあげられる。

（7）その他について

その他に分類された記述から見られる加害児童の状況としては、まず言語でのコミュニケーションが苦手なた

め、日記を何種類も回すと同時にホームページを立ち上げてメッセージを発する等、自分なりの方法で友達との関係を築こうと努力し、その中で交換日記やインターネットは唯一安心して自己を表現し存在感を確認できる『居場所』となっていたことが書かれている。あるいはホラー小説やインターネット等の過激なメディアに傾倒していき、そしてそれが加害児童の残虐な行動のイメージを複合的に形成していたこと等の書く世界へのこだわりや居場所に関する言及がなされている。

家庭裁判所の審判決定要旨にも、「加害児童にとって、交換ノートやインターネットが唯一安心して自己を表現し、存在感を確認できる『居場所』となっており、被害児童の書き込みに対し「『居場所』への侵入と捉え、怒りを募らせて殺意を抱くに至った。」ことが指摘されている。

これらの言及は言語・非言語的コミュニケーションの不器用さや強いこだわりを持つこと等の傾向を示していると考えられる。

岡崎・保坂（2005）と報告書を比較すると、加害児童にとって交換ノートやインターネットが重要な居場所であったということは共通している。また、岡崎・保坂（2005）では交換ノートやインターネットを介してのコミュニケーションと比較して、実際の対人関係の不器用さに言及している点が特徴としてあげられる。

（8）岡崎・保坂（2005）における発達障害の描かれ方についてのまとめ

岡崎・保坂（2005）と長崎県の報告書を比較してみると、加害児童の描かれ方が共通している部分もあったが、岡崎・保坂（2005）では加害児童の特徴、対人関係、好きなものについてより細かく言及されていた。中でも、【E 発達課題】の項目が言語・非言語的コミュニケーションによる障害や社会的相互関係の欠如、発達水準相応の仲間関係の構築・維持の失敗等の傾向について報告書よりもより深く言及されていた。したがってこのノンフィクション書籍は、加害児童の発達障害の可能性を強く描き出していると言える。

2. 川名（2014）における発達障害の描かれ方

（1）発達状況

加害児童はわがままではなく、むしろ問題なく育ち、成績の良いがんばり屋であったこと、緊張することはあるが、いつまでもパニック状態に陥るわけではなく大人との受け答えもきちんとできていたという発達をめぐる言及がなされている。また、加害児童自身も周囲に対し、大人びた対応をしていたこと、悪ふざけをした男子児童に対して乱暴な言動を見せたりするなどの複数の側面も見受けられたことが描かれている。これらの言及は、加害児童の弱みを見せないプライドの高さから、周囲と上手くコミュニケーションを取ることができない対人関係の不器用さを示していると考えられる。

川名（2014）と報告書を比較すると、どちらも「努力家」で成績も良く、問題のない子どもであると分析されている。

（2）学校・勉強（クラブ）

学校・勉強（クラブ）における加害児童の状況は以下の3点に集約される。ひとつ目は、4年時と5年時で学級担任の評価の方法や考え方に若干の違いがあり、結果として5年時は成績について厳しい評価（高い基準による評価）がなされていたという成績評価についてである。ふたつ目は、成績は下がらなかったが、結局バスケットを辞めてしまったという本人が納得できない形でのクラブの退部である。そして3つ目は、バスケットを辞めた頃に周囲から孤立をしていったことである。

発達障害を持つ子どもは、不注意や多動性が強いことで他の子どもとの関係性を育むことが難しくなるというように（塚原,2011）、発達障害に類した傾向が記されている加害児童にとっては学校やクラブをめぐる友人

関係は苦しい生活環境であったのではないかと推察される。

川名 (2014) と報告書を比較すると、ミニバスケットボールを辞めたことが加害児童にマイナスの影響を与えたということは共通している。また報告書は成績の変化や担任の様子等、学習面についてよりも丁寧に描かれているが、川名 (2014) では、ミニバスケットボールを辞めた後の加害児童の心の変化や学校の様子について報告書よりもより細かく言及されている点が特徴としてあげられる。

(3) 家庭環境

父親へのインタビューや両親は共働きで毎日の生活に追われ娘の運動会にも顔を出せなかったという家庭環境に関する言及がなされている。また、父親が 15 歳未満の鑑賞が禁じられている映画「バトル・ロワイアル」を観てはダメと強く言えなかったことが描かれている。これらの言及は、父親との愛着形成不全やこの頃からメディアの影響を強く受けていた傾向を示していると考えられる。

川名 (2014) と報告書を比較すると、どちらもしつけを主に行っていたのは父親であるという家庭の特徴を分析しているが、川名 (2014) では、父親自身のことや父親の気持ち、父親が加害児童へ注いでいた愛情についてより深く言及されている点が特徴としてあげられる。

(4) 学校・仲間関係

加害児童は割とクールで親友と呼べる子どもがいなかったり、グループに入ろうとして失敗したりと、同年代の子どもとの仲間関係をうまく築けなかったことという学校・仲間関係に関する言及がなされている。また、プライドが高く、言語でのコミュニケーションが苦手だった加害児童が相手に反撃できる数少ない場所としてインターネット上を選んだこと、バスケットを辞め、6年生になって級友との関係が少しずつ希薄になった加害児童と同級生との唯一のつながりであった交換ノート内で「パクらないで」と友人たちを批判したことがきっかけで仲間内でもギクシャクし始めたことが描かれている。これらの言及は対人関係の築きにくさや強いこだわりを持つ傾向を示していると考えられる。

川名 (2014) と報告書を比較すると、報告書は被害児童やクラスの様子を中心に分析しているが、川名 (2014) では、加害児童自身の友達との関わり方や被害児童との関係とともに加害児童の認知傾向に言及している点が特徴としてあげられる。

(5) 発達課題について

加害児童の特徴や受動的な対人関係、書く世界へのこだわりの様子等から、発達課題に関する言及がなされている。例えば、自己主張が弱く、困ってもはっきり「ノー」と言えない感じだったこと、思ったことをうまく表現できず、あまり表現に変化が見られなかったこと、「私を見て」と自分の特徴は覚えさせようとするがまねをされたら怒ったり、仲間には入れても目立ちすぎてまわりから浮いてしまったりしたこと、言語でのコミュニケーションが苦手な加害児童にとって、時間の制約を受けずにすむ書き言葉の世界は非常に大切に強いこだわりがあったこと等である。これらの言及は言語・非言語的コミュニケーションによる障害や社会的相互関係の欠如、発達水準相応の仲間関係の構築・維持の失敗等の傾向を示していると考えられる。

川名 (2014) と報告書を比較すると、報告書では加害児童の特性は軽度であり、何らかの障害と診断される程度には至らないと書かれているが、川名 (2014) では表現の苦手さや自己アピール等の発達課題とともに加害児童の認知傾向に言及している点が特徴としてあげられる。

(6) その他について

その他に分類された記述から見られる加害児童の状況は、以下の5点に集約される。まず、1点目は加害児童はパソコンを使ってネットの掲示板で被害児童とやりとりや情報交換をしたり、グロテスクなサイトに入り浸っていたりとしたこと、6年生になってからはブログで誰に対しても悪態をついたり、被害児童のHPを初期化までし、被害児童をネット上から消したことというインターネットについてである。

2点目は、加害児童の家が市街地から遠く離れた山あいの小さな集落にあり、数少ないバス通学だったため、放課後に友達と自由に遊べなかったこと、両親が共働きでバスケットの練習後迎えに行くことが困難だったため、加害児童はバスケットを辞めたことという制約についてである。

また、3点目は、加害児童自身が誰にも相談せずに一人で悩んで、一人で考えていたことや人を殺すなんていつでも止めることができたのに、もう自分の力では逃れられない波に乗ってしまったと思いこんでいたことという孤立的な思考についてである。

4点目は、自分で書いた小説の中に被害児童を思わせる人物が登場したり、被害児童を殺害した時の手法がバトル・ロワイアルと酷似していたりしたこと、千枚通しで刺すか首を絞めるか迷ったが、もっと確実なカッターナイフにし、左手で目隠しをして切ったという供述や事件後、被害児童が死んでいるか蹴って確かめたことというメディアの影響と攻撃的な人格についてである。

そして5点目は、鑑別所で両親と対面した時、父親の問いかけに対し、うなずくか二言三言返すといった様子で終始困ったような表情を浮かべていたことや両親自身も少女を抱きしめたり頭をなでたりといった親子の情愛をみせるような素振りはなかったことについてである。

発達障害との関連を示す記述はあまり見られない・しかしながら、両親との愛着形成不全や発達障害を持つ子どもは、特定の活動のみに過度な関心を示し、他者との会話に対する困難さを呈する症状があるといわれている(塚原,2011)。発達障害に類した傾向が記されている加害児童にとっては興味を持ったメディアにのめりこみすぎ、対人関係がおろそかになってしまい、結果的に苦しい環境になってしまったのではないかと推察される。

川名(2014)と報告書を比較すると、どちらも納得できずミニバスケットボールを辞めたことやグロテスクなサイトや小説に興味を持ったことが言及されている。また川名(2014)では、加害児童がバスケットを辞めたことや友達と遊べなかった、数々の制約やそこから加害児童自身が持っていた孤立的な視点についてより詳しく言及している点が特徴としてあげられる。

(7) 川名(2014)における発達障害の描かれ方についてのまとめ

川名(2014)と長崎県の報告書を比較してみると、加害児童の描かれ方が共通している部分もあったが、加害児童の特徴、心情の変化、被害児童の家族(父、二男)へのインタビュー、友達との関係の変化等についてより細かく言及されていた。

中でも、【C 家庭環境】の項目では、父親自身の気持ちや加害児童への愛情、父親の教育方針等が報告書よりもより深く描かれていた。ここで【E 発達課題】との関係性を考えてみる。まず、加害児童の父親が脳梗塞の後遺症から障害があったことや、両親が共働きであったことから、小学生という中高生よりも未分化である発達時期に両親が身近で子どもの様子を見ることができなかつたり、会話でのコミュニケーションを取ることが難しかったりしたと言える。そのため「私を見て」と自分の特徴は覚えさせようと必死で自己アピールをするが、会話でのコミュニケーションが苦手で思ったことをうまく表現できず、友達との関係をうまく築くことができなかつたりと考えられる。また、父親自身が加害児童をかわいがる余り、「バトル・ロワイアル」の鑑賞といった本来禁止されている行為を強く「ダメ」と言えなかつたりことから、加害児童の過激なメディアへの没頭が始まったと言える。自閉症等、発達障害のある子どもはメディアの影響を受けやすいと言われているが、加害児童自身もその

傾向があったと考えられる。また、発達障害を持つ子どもは、不注意や多動性が強いことで他の子ども達との関係が安定的に保つことができず、仲間はずれにされたり、他の子どもに危害を加えてしまったりすることがある(塚原,2011)。

したがってこのノンフィクション書籍は、加害児童の父親との関わりと発達課題の関係性について強く描き出していると言える。

V 全体の考察と今後の課題

本研究では少年犯罪と発達障害の関係性、特に少年犯罪における発達障害の「位置づけ」について、「佐世保小6 女児同級生殺害事件」に関するノンフィクション書籍における発達障害の描かれ方に関する事例分析を通して、その特徴を明らかにすることを目的とした。

その結果、一部のノンフィクション書籍では、加害児童と事件について、パソコンや暴力的なゲームや映画が原因であったこと、学校教育や両親の教育が十分になされていなかったこと、いじめがあったこと等、それぞれで複数の「原因」があげられていた。

その中で加害児童が発達障害に類する傾向を有していたことに関する記述が、上記の「原因」と関連して複数描かれていた。報告書では加害児童は事件後の精神鑑定で情緒面で同世代に比べて著しい遅れがあるが、障害とみなすべきものではなかったとされたことが記されており、両者の記述の違いが見て取れた⁶⁾。

岡崎・保坂(2005)、川名(2014)では、長崎県の報告書等と比べ、ホラー小説に大きな影響を受けていた等といった加害児童の様子、また、対人行動は受動的といった特徴等についてより詳しい言及がなされている点が特徴としてあげられる。そして加害児童の人間関係の築き方、メディアの影響を強く受けたという記述等から加害児童は発達障害であると推察した。このように、ふたつのノンフィクション書籍では、「発達障害である」と断定はされていないが、加害児童が発達障害であることを疑わせる記述については複数描かれている。

以上から、どのような特徴が見いだせるのか。それは「障害」を「Disability」と捉える「社会モデル」の観点である(Oliver,1990)。岡崎・保坂(2005)、川名(2014)では上記に示したような「原因」、つまり加害児童を支援する周囲の環境が整っていない学校等の「社会」に課題があったことが示されている。つまり加害児童が発達障害であることが「障害」ではなく、学校等の加害児童が生活していた「社会」の中での加害児童に対する受け入れにおいて課題が乗じていたことが「障害」であると考えられる。このことは発達障害児の生活における「環境調整」(齊藤,2013)が十分なされなかったことを意味すると考えられ、岡崎・保坂(2005)、川名(2014)ではこの点を描き出していたのではないかと考えられるのである。

少年犯罪を起こす理由として発達障害があげられるような「個人モデル」では、発達障害を持つすべての子ども達が少年犯罪を引き起こすという誤った概念を広めかねない。そこで「社会モデル」の観点から描き出すことにより、中学生、高校生よりも発達未分化である小学生の時期や一見発達障害を持っているように感じられない児童でも、適切な環境や周囲のサポートによる「環境調整」がない場合に、少年犯罪と結びつきやすいという点に社会が留意する必要があることを描き出した点が、本研究の目的である特徴であるといえる。

ただし、あくまで本研究では、少年犯罪と発達障害の関係性について、「佐世保小6 女児同級生殺害事件」のみを分析事例とし、その特徴を明らかにした上で、ノンフィクション書籍における発達障害の描かれ方の一端を明らかにするにとどまっている。そのため今後は、他のマスメディアで発達障害が少年犯罪を引き起こす一つの「要因」として言及されている現状に着目しつつ、より多様なマスメディアの分析を行い、マスメディアの媒体間でも違い等が生じるのか等を更に検討していくことが肝要であると考えられる。

付記

本稿は山梨県立大学人間福祉学部学士学位申請論文（2014（平成 26）年 1 月提出）を加筆・修正したものである。

引用・参考文献

1. 赤羽由起夫（2010）『「リスク」としての少年犯罪とモラル・パニックー『普通の子』の凶悪犯罪報道に着目してー』『犯罪社会学研究』35,100-114.
2. 赤羽由起夫（2012）「少年犯罪と精神疾患の語られ方ー戦後の新聞報道の分析を通じてー」『犯罪社会学研究』37,104-118.
3. 星野仁彦（2007）『機能不全家族』アートヴィレッジ.
4. 川喜多二郎（1986）『KJ 法 渾沌をして語らしめる』中央公論社.
5. 川名壮志（2014）『謝るなら、いつでもおいで』集英社.
6. 警視庁 平成 26 年警察白書『統計 2-34 刑法犯少年、触法少年（刑法）の年齢別、罪種別検挙・補導人員（平成 24、25 年）』
(<http://www.npa.go.jp/HAKUSYO/H26/DAtA.html>)（最終閲覧 2014.12.5）
7. 野村俊明（2001）「突発的に暴力犯罪を行なったアスペルガー障害と考えられる一例ー少年非行と発達障害の関連についてー」『犯罪学雑誌』67(2),56-62.
8. 岡崎勝・保坂展人編著（2005）『佐世保事件からわたしたちが考えたこと』ジャパンマシニスト社.
9. 小栗正幸（2006）「発達障害の視点から見た少年非行の理解」『医学のあゆみ』217(10),943-947.
10. Oliver, Michael（1990）『The Politics of Disablement』The Macmillan Press（＝三島亜紀子・山岸倫子・山森亮・横須賀俊司訳（2006）『障害の政治ーイギリス障害学の原点ー』明石書店.
11. 斎藤清二（2013）「発達障がいとナラティブ・アプローチー大学における支援ー」『季刊ほけかん』61,1-3.
12. 杉山登志郎・原仁（2003）『特別支援教育のための精神・神経医学』学習研究社.
独立行政法人国立特殊教育総合研究所編（2006）「神経症・緘黙症・精神病・脳の器質的障害のある児童生徒への教育的支援に関する研究（平成 16～17 年度）」.
13. 十一元三（2005）「少年事件・刑事事件と広汎性発達障害」『そだちの科学』5,89-95.
14. 十一元三・崎濱盛蔵（2002）「アスペルガー障害の司法事例ー性非行の形式と動因の分析ー」『精神神経学雑誌』104(7),561-584.
15. 山浦晴男（2012）『質的統合法入門』医学書院.
16. 崎山右京（2013）「新聞報道における『少年犯罪』の語られ方の変化」『龍谷大学大学院研究紀要 社会学・社会福祉学』20,1-21.

注

- ① つまり、犯罪少年に該当する可能性が高いと考えられる。
- ② 国立特殊教育総合研究所編（2006）等では「発達障害」と少年犯罪等の関係について、「発達障害」と二次障害等を含む「行動障害」とを区分している。本研究においてもこの理論に基づき「発達障害」と少年犯罪等の関係性をとらえるものの、マスメディア分析において両者の区分が不明確であるため、「行動障害」に関連する記述も含め「発達障害」の記述として扱うこととする。なお本研究では以下について、引用および特別な記

述のない限り、発達障害の用語を以上の定義として用いることとする。

- ③ 例えばNHKWebサイト「視点・論点『発達障害の正しい理解を！』」(<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/129584.html>)では「アスペルガー障害者が犯罪を引き起こした」という報道があることを指摘している。
- ④ 文部科学省ではこの事件を「長崎県佐世保市女子児童殺害事件」としている。
- ⑤ のちに収容先の自立支援施設で、アスペルガー症候群の診断はなされている。